

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

岩手厚生年金 事案 928

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和 58 年 2 月 9 日から同年 4 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 2 月 9 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年 2 月は 4 万 8,000 円に、同年 3 月は 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月 8 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 4 月 1 日から 61 年 3 月 20 日まで A 社において厚生年金保険の被保険者となっているが、申立期間①及び②の被保険者記録が無かった。

申立期間①については、昭和 58 年 2 月 8 日から勤務し、同年 2 月分及び同年 3 月分の給与から厚生年金保険料が控除されている。

また、申立期間②については、昭和 61 年 3 月 20 日に退職しているものの、同年 3 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は昭和 58 年 2 月 8 日から勤務したと主張しているが、申立人から提出された給料明細書及び給料支給時に渡されたと供述する事業所名の入った日別作業現場名記載の勤務表から判断すると、申立人は同年 2 月 9 日から A 社に勤務し、同年 2 月及び同年 3 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内となり、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書における給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、昭和 58 年 2 月は 4 万 8,000 円に、同年 3 月は 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保管している給料台帳において申立人の当該期間に係る保険料を控除しており、保険料を納付したと主張しているものの、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出された昭和 61 年 4 月支払分の給料明細書において厚生年金保険料が控除されてはいるものの、雇用保険被保険者記録から申立人は同年 3 月 20 日に離職していたものと確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条第 1 項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、前述の雇用保険被保険者記録から昭和 61 年 3 月 21 日であり、申立人の主張する同年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から31年4月1日まで
② 昭和31年4月1日から36年10月頃まで

私は、昭和23年4月1日から36年10月頃まで、A村（現在は、B市）にある事業所の作業場で勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

勤務場所は同じであったが、申立期間①については、C事業所の管轄であり、申立期間②については、D事業所の管轄であった。

間違いなく勤務していたので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C事業所から、後に、D事業所に管轄変更となったE作業所（後に、F作業所）に勤務していたと主張しているところ、複数の同僚の供述から、申立人は、時期及び期間は不明なものの、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態等について、申立事業所の後継事業所を統括するG事業所に照会したが、申立期間当時の資料は無く不明と回答している。

また、申立期間①については、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年7月1日であり、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、C事業所E作業所などの類似名称でも厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

申立期間②については、当時、申立事業所において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立人の勤務期間や厚生年金保険の適用について供述を得ることができなかった。

また、申立人及び複数の同僚から、申立人の後任者として名前が挙がった者についても、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。